

役員一覧／株式の状況

役員

(平成20年9月30日現在)

取締役会長	高田 紘一
取締役頭取	大道 良夫
専務取締役	山田 実
専務取締役	磯部 和夫
常務取締役	安居 幸一郎
常務取締役	森 悦雄
常務取締役	井上 泰彦
常務取締役	中川 浩
取締役	夏原 秀樹
取締役	中井 晴三
取締役	間部 恵造
取締役	吉田 郁雄
取締役	田村 茂
取締役	大田 伸
取締役	井上 則男
取締役	西澤 由紀夫
取締役	高橋 祥二郎
取締役	児玉 伸一
監査役(常勤)	藤井 実
監査役(常勤)	水谷 正道
*監査役(非常勤)	西川 甚五郎
*監査役(非常勤)	安原 正

*印は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります。

株式の状況

(平成20年9月30日現在)

発行済株式総数 265,450千株

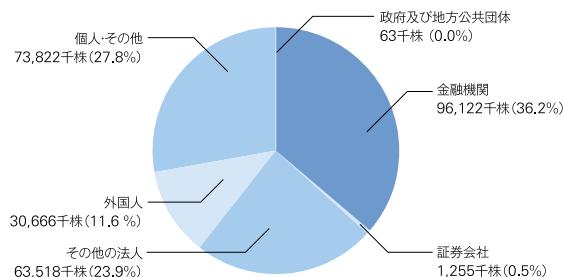
株主数 14,227人

大株主

株主名	持株数	持株比率
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントアメリカンクライアント	12,068千株	4.54%
日本興亜損害保険株式会社	11,651千株	4.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,083千株	4.17%
日本生命保険相互会社	9,475千株	3.56%
株式会社みずほコーポレート銀行	8,895千株	3.35%
明治安田生命保険相互会社	6,199千株	2.33%
滋賀銀行従業員持株会	6,074千株	2.28%
第一生命保険相互会社	5,626千株	2.11%
中央三井信託銀行株式会社	5,521千株	2.07%
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,461千株	2.05%
計	82,056千株	30.91%

※信託銀行各社の持株数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

株式の所有者別内訳



株式のご案内

決算日

毎年3月31日に決算を行います。

定時株主総会

毎年6月に開催いたします。

議決権の基準日は、3月31日といたします。

配当の基準日

期末配当は3月31日、中間配当は9月30日といたします。

単元株式数

1,000株

公告掲載方法

日本経済新聞に掲載いたします。

決算公告掲載方法

当行ホームページに掲載いたします。

株主名簿管理人

大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス

同事務取扱場所

〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部

各種手続きに関するお問合せ先

【お問合せ先】

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター

● 株式事務に関するご照会

電話 0120-255-100

(受付時間 土、日、祝祭日、年末年始を除く9:00~17:00)

● 株式関係手続用紙ご請求

電話 0120-351-465

ホームページアドレス <http://www.daiko-sb.co.jp/>

【郵便物送付先】

〒541-8583 大阪市中央区北浜二丁目4番6号

株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行事務センター

※証券保管振替機構(ほふり)をご利用の株主さまの各種お手続きにつきましては、お取引の証券会社等へお問合せください。

株券の電子化について

株券電子化(平成21年1月5日予定)が実施されますと上場会社の株券は無効となり、上場株式はすべて証券会社等と証券保管振替機構(ほふり)のコンピュータ上の口座(振替口座簿)で管理されることとなります。

なお、株券電子化までに「ほふり」に預託されなかった株券(登録単元未満株式を含みます)につきましては、「特別口座」で管理されることとなります。

特別口座の開設について

「特別口座」とは、株主さまの権利を確保するために当行が開設する口座です。

当行は、特別口座を株主名簿管理人である「株式会社だいこう証券ビジネス」に開設することといたしましたので、お知らせ申し上げます。なお、この「特別口座」は、株式の売買を目的としていないため、株式の売却(単元未満株式の買取・買増を除きます)などを行う場合には、株主さまが別途証券会社等に口座を開設し、株式を振り替えていただく必要がございます。

詳細につきましては当行の株主名簿管理人までお問合せください。

(注)特別口座は、株券の名義人名で開設されますので、お手許にお持ちの株券がご本人名義でない場合は、株券の電子化実施前までに名義書換が必要です。

単元未満株式の買取請求・買増請求について

「ほふり」をご利用の株主さまにつきましては、ご利用の証券会社等でお手続きいただくこととなりますので、お取引の証券会社等までお問合せください。

また、「ほふり」をご利用でない株主さま(株券電子化前の登録単元未満株式及び株券電子化後の特別口座を含みます)につきましては、株式会社だいこう証券ビジネスでお手続きいただくこととなりますので、当行の株主名簿管理人までお問合せください。なお、株券の電子化前後につきましては、受付停止期間があるなど一部制限がございますのでご注意ください。

名義書換を失念された株式について

株券電子化前に株式を取得したものの名義書換を失念した場合につきましては、株券電子化後でも一定の要件を満たす場合、当行に対し自己の特別口座を開設し、当該株式を自己の特別口座に振替請求することが可能です。

詳細につきましては当行の株主名簿管理人までお問合せください。